

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

次の(1)(2)いずれかに該当する鷹栖町内の中小企業者（法人の場合は「本店登記が鷹栖町内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が鷹栖町内にあること」が必要です。）

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して 50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。
- (2) 申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との 取引規模が20%以上であること。

※ 再生手続開始申立等事業者名及び指定期間については、官報に経済産業省告示として掲載されます。指定期間は再生手続開始申立等を行った日から1年間です。

2 認定申請手続について

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書（様式第1）に必要な事項をご記入・押印のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。法人の場合は社判・代表者印、個人の場合は実印をお持ちください。

※提出書類

- ① 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書 2通
- ② 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）1通
- ③ 直近の決算書（法人）、確定申告書（個人事業者）の写し 2期分
- ④ 許認可証の写し（許認可が必要な業種の場合）1通
- ⑤ 再生手続開始申立等事業者に対する債権額の確認ができる書類等

※書類には、住所、商号、代表者名（個人事業者にあつては個人名）を記載のうえ、代表者印を押印のこと

例) [売掛債権]

- ① 債権届書 ② 売掛金内訳元帳
- ③ 受取手形 ④ 受取手形内訳元帳
- ⑤ 債権確定通知 ⑥ 取立手形記入帳（預り証）など

[前渡金返還請求権]

- ① 前渡金に対する債権届
- ② 前渡金内訳元帳など

- (2) ①の認定申請書の1通は、鷹栖町公印を押印して、原則当日中に交付いたします（残りの1通は鷹栖町の控えとなります）。なお認定事務は当日の窓口の状況により、後日交付になる場合があります。

- (3) 認定書は、有効期間内（30日間）に信用保証協会に提出してください。

【申請・お問い合わせ先】

鷹栖町産業振興課商工観光係

所在地； 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

電話； 0166-87-2111（内線257） F A X； 0166-87-2850

様式第 1

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項

第 1 号の規定による認定申請書

平成 年 月 日

鷹栖町長 谷 寿男

申請者

住 所

氏 名

㊦

私は、 _____ が、平成 年 月 日 _____ (注 1)

の申立てを行ったことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となったことにより、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 _____ に対する売掛金 _____ 円
うち回収困難な額 _____ 円

2 _____ に対する取引依存度 _____ % (A / B)

A : 年 月 日から 年 月 日までの _____ に対する取引額等 _____ 円

B : 上記期間中の全取引額等 _____ 円

※1 : (注 1)には、「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

2 : 上記 1、2 いずれかを記載のこと。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

平成 年 月 日

鷹商第 _____ 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間 : 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

鷹栖町長 谷 寿男 ㊦